

「指定生活介護 重要事項説明書」

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 泉会
所 在 地	東京都世田谷区岡本2-33-23
電 話 番 号	03-3417-3451
代表者氏名	理事長 佐分利 正彦
設 立 年 月	昭和32年11月 4日

2. 利用施設

事業所の種類	指定生活介護事業所 平成22年 4月 1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	泉の家 (1311200024)
事業所の所在地	東京都世田谷区岡本2-33-23
連 絡 先	電話番号 03-3417-3451 F A X 03-3417-3463
管 理 者	保坂 俊晴
サービス管理責任者	保坂 俊晴
サービスの実施地域	世田谷区
主たる対象者	身体障害者・知的障害者
定 員	20名
開 設 年 月 日	昭和35年 9月 1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	常時介助を必要とする方などに、入浴、排泄または、食事の介助を行うと共に、日中活動において、身体能力の機能維持や創作活動、レクリエーション、外出等の機会などを幅広く提供し、生活の質を高める取り組みを実施します。障がいのある方が、地域の中で生き生きと健康的に、安心・安全な生活が営めるように支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな生活介護のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	R C造鉄筋コンクリート3階建
	敷地面積	992.49㎡
	延べ床面積	988.82㎡

(2) 主な設備

名称	部屋数	備考
生活介護室	2階1室	多目的室兼用
浴室	2階1室	機械浴槽2台・脱衣場は床暖房設置
食堂	3階1室	カフェテリア方式
相談室	2階1室	
保健室	2階1室	静養室兼用・処置台・血圧計・体重計設置
更衣室	2階2室	男性用1 女性用1
その他	各階	男性用トイレ・女性用トイレ・身障者用トイレ 多目的トイレ(2階)

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況(生活介護事業のみ)

職種	員数	常勤		非常勤		備考
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			
サービス管理責任者	1		1			管理者が兼務
生活支援員	7	3	1	3		
看護師	1	1				
栄養士	1				1	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員以上を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務時間
管理者(サービス管理責任者兼務)	常勤職員の勤務時間帯(8:30~17:30)
生活支援員・看護師	
栄養士	勤務時間帯(9:30~16:30)

(イ) 営業日とサービス提供時間

営業日：月曜日～金曜日(土・日・祝日及び冬季休暇12月29日～1月4日の間は休業)

サービス提供時間：9:30～15:30まで

- * 利用者送迎時間に関しては、サービス提供時間に到着するように運行をいたします。
- * 事業計画により、営業日以外でも活動を行う場合があります。その場合は、利用者に参加の同意を得ます。

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	食事や家事等の日常生活能力を維持向上するための訓練を、個別支援計画に基づいて行います。
介護	利用者の状況に応じて、適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。また、希望する方には機械浴槽による入浴を行います。
創作的活動	個別での活動の他にも、絵画やものづくりを中心に時間をかけて作品を作りあげていきます。できあがった作品は、外部の方にも見ていただけるように作品展等を開催します。また、施設内のカフェでの展示や、行事等での展覧へ向けての共同制作も行います。
集団活動	①室内で出来るレクリエーション性のある運動や、卓上ゲーム、音楽活動などを行います。また、時季に合わせた行事等を行い、季節感を感じながら活動できるように支援していきます。 ②月に1回の理学療法士の指導を受けて、個々のリハビリ内容を考えながらストレッチや体操、近隣の公園への散歩などを行います。筋肉を伸ばし適度な運動を行い、また、外の空気に触れることで心身ともにリラックスできる時間を持てるように支援します。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	毎日の検温、定期的な血圧・体重測定、服薬の支援や声掛けを行い、健康管理に必要な記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	ご希望により送迎を利用いただけます。

(2) 介護給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 昼食 12:00~13:30 ※交替制にて食事の提供をします。また、年に数回、利用者の嗜好を盛り込んだ給食を提供します。	650円 ※食事提供体制 加算対象者は、 230円 ※原材料費相当額
日中活動等	日中活動を行う上で、負担して頂くことが適 当であるものに係る費用を頂きます。	実費
創作活動等に必 要な諸経費	創作活動を行う上で負担して頂くことが適 当であるものに係る費用を頂きます。	実費
日常生活上必要 となる諸経費	日常生活に要する費用で、負担して頂くこと が適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費 など	実費
入浴サービス	介助入浴をご希望の方は、週1回を限度に入 浴サービスを提供します。	300円/1回
オムツ・パット 等廃棄費用	オムツ・リハビリパンツ・パット等の廃棄処 分の費用を頂きます。	オムツ・リハビ リパンツ 60円/1枚 パット 30円/1枚
社会生活上の便 宜の供与等	日常生活に必要な行政機関への手続き等につ いて、利用者または家族が行うことが困難 な場合、利用者の同意を得て代行します。	無料
送迎サービス	送迎が必要な方に、乗降車場所及び時刻を定 め、事業所まで送迎をします。 *乗降車場所や時刻などは、変更する場合が あります。	無料
その他	・サービス提供記録等の複写代 ・証明書等書類の発行代	1枚10円 無料

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を区市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービスの料金

上記「6. サービス提供の内容（2）介護給付費対象外サービス」の各項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の3営業日前の午前中までに当事業所までお申し出ください。尚、サービス利用日の3営業日前の午前中までに申し出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料（食費の実費相当額）1日あたり	650円
-----------------------	------

(4) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）（3）の料金は1ヶ月ごとに計算し、請求書を翌月の15日までに送付しますので、当月の利用料金の合計金額を、請求月の25日までに現金または銀行振込によりお支払いください。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9時～午後5時です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に基づく対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や区市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しております。

保険会社名	株式会社 福祉保険サービス
保険名	全国社会福祉協議会 「しせつの損害補償」
補償の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設通所時における傷害事故補償 ・就労体験実習時における傷害事故補償（※） ※補償の対象にならないケースもございますので、詳細はサービス管理責任者へお問い合わせ下さい。

10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

11. 要望・苦情等申立先に関する相談窓口、及び虐待防止対応等について

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 利用相談窓口	窓口担当者 総務課次長 川島 直子 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～ 17：30 苦情受付責任者 管理者 保坂 俊晴
世田谷区保健福祉サービス苦情審査事務局	所在地：世田谷区世田谷4-22-33 電話番号：03-5432-1111（代）
東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地：千代田区神田駿河台1-8 東京YMCA会館3階 電話番号：03-5283-7020 F A X：03-5283-6997

(2) 虐待防止対応受付・通報先

当事業所 虐待防止対応受付	虐待防止対応責任者 管理者 保坂 俊晴 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～ 17:00
世田谷区世田谷総合支所 保健福祉課	所在地:世田谷区世田谷4-22-33 電話:5432-2865 FAX:5432-3049
世田谷区北沢総合支所 保健福祉課	所在地:世田谷区松原6-3-5 電話:3323-1734 FAX:3323-9925
世田谷区玉川総合支所 保健福祉課	所在地:世田谷区等々力3-4-1 電話:3702-2092 FAX:5707-2661
世田谷区砧総合支所 保健福祉課	所在地:世田谷区成城-2-1 電話:3482-8198 FAX:3482-1796
世田谷区烏山総合支所 保健福祉課	所在地:世田谷区南烏山6-22-14 電話:3326-6115 FAX:3326-6154
世田谷区障害者夜間・休日 虐待通報ダイヤル	土・日曜日、祝日、年末年始(終日受付)及び夜間(午後5時～翌朝午前8時30分まで) 電話:5432-1033 FAX:3410-0368

12. 協力医療機関

医療機関の名称	公益財団 日産厚生会 玉川病院	
医院長名	和田 義明	
所在地	東京都世田谷区瀬田4-8-1	
電話番号	03-3700-1151	
診療科	内科、東洋医学科、小児科、消化器外科・循環器科、消化器科、呼吸器科、糖尿病代謝科、膠原病・リュウマチ科、一般外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、脳神経内科、放射線科、麻酔科、透析科、健診科、歯科	入院設備有
		入院設備有

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平常時の訓練	別途に定める、消防計画書に則り、年2回以上、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・誘導灯 有 ・消火器 有 ・スプリンクラー 有 ・煙、熱感知器 有 ※カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ※震災に備えての備蓄（食料・飲料水3日分）等有り。
消防計画	消防署への届出日：平成26年 4月 防火管理者：河村 律子

14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
損害保険の加入	施設の損害賠償保険では認定されない事案も出てきています。施設外でも保険対象になりますので、個人での保険加入をお勧めします。
喫煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理の難しい利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

平成 年 月 日

指定障害者福祉サービス生活介護 泉の家のサービス提供及び利用の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：社会福祉法人 泉会 泉の家
説明者職名： 氏 名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス生活介護 泉の家のサービス提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：
氏 名： 印

代理人住所：
氏 名： 印

続 柄：